

## かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

#### (1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

#### (2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

#### (3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

### (補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表13に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (3) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (4) 神奈川県EV導入費補助金
- (5) 神奈川県V2H充給電設備導入費補助金
- (6) 神奈川県EV充電設備整備費補助金
- (7) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (8) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (9) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (10) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (11) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (12) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (13) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度に前項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（前項のうち交付申請をする号の補助金以外及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金については、予定も含む。）。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表13に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第8号及び第10号の補助事業は除く。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表13に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表13に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知

を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表13に定めるとおりとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表13に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額(第3条第1項第1号及び第10号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額)に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない(第3条第1項第3号及び第13号の補助事業を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表13に定める様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表13に定める様式を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表13に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状

況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表13に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表13に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表13に定めるとおりとする。
- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース、割賦若しくは第3条第1項第1号の補助事業における電力販売により実施する場合で、補助事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販売契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ別表1から別表13に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表13に定める様式により通知するものとする。
  - 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
  - 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
  - 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
  - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
  - (3) 第3条第1項第4号及び第7号の補助事業にあつては、補助対象の車両の使用者の住所を変更したとき。

(暴力団の排除)

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。
- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による取消しをした場合は、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表3から別表6及び別表12に定める県への協力事項に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。
- 2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。
- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
  - (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
  - (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
  - (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
  - (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
  - (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
  - (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
  - (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
  - (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
  - (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
  - (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
  - (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に交付決定した神奈川県蓄電システム導入費補助金及び令和3年度以前に交付決定した神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金については、なお従前のおりとする。

別表2 第3条第1項第2号に規定する補助金（神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表2において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 自家消費型太陽光発電設備 太陽光を利用する発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の認定に係る発電に用いるものを除く。）であって、補助事業者が、当該発電設備を導入した共同住宅の共用部分において、当該発電設備から得た電力を消費することを目的とするもの及びその附属設備（当該発電設備を設置した施設における通常の消費量よりも多く発電されるエネルギーに係る発電設備及びその附属設備は除く。）をいう。</p> <p>(2) 蓄電システム等 自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに当該発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>県内の共同住宅に、新たに自家消費型太陽光発電設備及び蓄電システム等（以下別表2において「太陽光発電設備等」という。）を導入する事業（以下別表2において「第2号補助事業」という。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 第2号補助事業を実施する共同住宅の共用部分において、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備で発電された電力を消費し、かつ、余剰電力を新たに導入する蓄電システムに充電し、充電した電力を当該共同住宅の共用部分で消費することが可能であること。</p> <p>(2) 第2号補助事業で導入する太陽光発電設備等は未使用品（蓄電システムにあっては、電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものも含む。）であること。</p> <p>(3) 第2号補助事業を実施する共同住宅に新たに導入する自家消費型太陽光発電設備の出力が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(4) 第2号補助事業で導入する蓄電システムの設備及び機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p>
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>(1) 補助事業者は、次に掲げる者のうち、いずれかの者とする。</p> <p>ア 県内の分譲共同住宅に太陽光発電設備等（当該共同住宅の区分所有者の共有に属するものに限り、割賦販売業者等に所有権が留保されているものを含む。）を導入する管理組合</p> <p>イ 県内の賃貸共同住宅に太陽光発電設備等を導入し、かつ、当該太陽光発電設備等及び当該共同住宅を所有する（割賦販売業者等に所有権が留保されているものを含む。）個人又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公法人を除く。以下別表2において同じ。）。ただし、個人にあつて</p>



	<p>は、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を自らの居住の用に供さないことが確認できる場合に限る。</p> <p>(2) 前号アにおいて、管理組合が設立されていない共同住宅については、建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができる。ただし、第15条に規定する実績報告の提出以降の手続は当該申請後に設立された管理組合が行わなければならない。</p> <p>(3) 第1号イにおいて、補助事業者が第2号補助事業を実施する共同住宅に補助事業者以外の共有者が存在する場合は、補助事業者が他の共有者の全員の同意を得て全員が補助事業者になるものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p>
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>第2号補助事業を実施するために必要な経費のうち、設備費（太陽光発電設備等の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（太陽光発電設備等の設置に要する経費（太陽光発電設備等の設置に向けた設計に要する経費を含む。））</p>
<p>5 第5条の補助額の算出方法</p>	<p>第2号補助事業に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額又は1,000千円のうち、いずれか低い額を上限とする。ただし、知事が別に定める要件に該当する場合は、当該額に2分の1を乗じた額とする。</p>
<p>6 第6条の交付申請に係る提出書類</p>	<p>(1) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書（第1号様式別紙1）</p> <p>(3) 第2号補助事業に係る契約書（写し）又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 前号の契約書（写し）又はこれに代わるものに、太陽光発電設備等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、太陽光発電設備等に係る経費の内訳書類</p> <p>(5) 太陽光発電設備等に係る仕様書</p> <p>(6) 太陽光発電設備等に係る設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）（補助対象経費と補助対象外経費が判別できるとともに、発電した電力を全て自家消費可能であることを証する書類を提出すること。）</p> <p>(7) 補助対象者が個人の場合は住民票、法人の場合は当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの</p> <p>(8) 補助事業者が管理組合の場合は、太陽光発電設備等の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類（建築主が申請する場合にあっては、太陽光発電設備等が後に設立される管理組合により管理されることを信じさせるに足る書類）</p> <p>(9) 補助事業者が法人又は管理組合の場合は、全ての補助事業者の役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）</p>

	<p>(10) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合は、当該共同住宅の所有を証明する登記事項証明書又はこれに代わるもの（当該共同住宅を新築する場合にあつては、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの）</p> <p>(11) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人の場合において、第7号の住民票に記載されている住所及び前号の登記事項証明書又はこれに代わるもの（当該共同住宅を新築する場合にあつては、建築確認済証（写し））に記載されている当該共同住宅の所在地が同一の場合は、新たに導入する自家消費型太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を自らの居住の用に供さないことが確認できる書類</p> <p>(12) 補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者を代表して申請手続を行うとともに補助金の交付を受ける者への申請手続に係る委任状（第1号様式別紙3）</p> <p>(13) その他知事が必要と認める書類</p>
7 第7条の交付の決定等に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
8 第9条第1項の補助事業の着手	太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡しを受け取得する場合にあつては、当該共同住宅の引渡しとし、その他の場合にあつては、太陽光発電設備等の設置に係る工事の着手とする。
9 第9条第2項の補助事業完了の日	次の事項に該当する期日のうち、最も遅い期日とする。 (1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し (2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了 (3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了
10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認に	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神

係る様式	奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。	
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施状況報告書（第10号様式）	
15 第15条の実績報告に係る書類	<p>(1) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 事業結果報告書（第11号様式別紙1）</p> <p>(3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。）</p> <p>(4) 第2号補助事業に係る納品及び支出を証する書類（写し）</p> <p>(5) 前号の納品及び支出を証する書類（写し）に、太陽光発電設備等に係る経費の内訳が明記されていない場合は、太陽光発電設備等に係る経費の内訳書類又はこれに代わるもの</p> <p>(6) 実際の太陽光発電設備等に係る設置図（機器配置図、システム系統図及び単線結線図）（補助対象経費と補助対象外経費が判別できる書類を提出すること。）</p> <p>(7) 共同住宅の建物全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の完成写真又はこれに代わるもの</p> <p>(8) 第6条に規定する申請を建築主が行った場合は、当該申請後に設立された管理組合の役員等氏名一覧表（第1号様式別紙2）</p> <p>(9) 共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡しの期日を証する書類</p> <p>(10) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙2）及び変更に係る書類</p> <p>(11) その他知事が必要と認める書類</p>	
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書（第12号様式）	
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	自家消費型太陽光発電設備	17年 (建物附属設備の場合は15年)
	蓄電システム等	6年
18 第17条第2項の財産処分に係る様式	神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分承認申請書（第13号様式）	
19 第17条第3項の財産処分の承認等に係る様式	処分が適当であると認めるときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分承認通知書（第14号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分不承認通知書（第15号様式）	

	式) により通知する。
--	-------------

別表2 第1号様式 (第6条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所

〔法人等の場合は所在地〕

フリガナ

氏 名

〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

(個人にあつては下記の生年月日・性別を記載)

生 年 月 日 T・S・H 年 月 日生

性 別 男 ・ 女

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、5の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表(第1号様式別紙2)に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 補助事業の目的及び内容

県内の共同住宅において、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書(第1号様式別紙1)のとおり太陽光発電設備等を導入し、発電した電力については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の認定に係る発電に用いることなく、設置場所における消費電力の一部として使用します。

2 補助金交付申請額

円(千円未満切捨て)

3 申請者の連絡先

TEL :		FAX :	
部署名・役職名※		担当者名※	

※ 申請者が個人の場合は、部署名等及び担当者名の記載は不要です。

4 導入する設備の販売・設置・施工予定事業者の連絡先※

(自家消費型太陽光発電設備)

事業者名 :			
TEL :		FAX :	
部署名・役職名		担当者名	

(蓄電システム等)

事業者名：			
TEL：		FAX：	
部署名・役職名		担当者名	

※ 交付申請に関する技術的事項について、導入する設備の販売・設置・施工予定事業者に確認することがあります。

## 5 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、県の同一会計年度にかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項のうち第4号から第7号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（本申請以外の予定も含む。）。

別表2 第1号様式別紙1

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金事業計画書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)			
補助事業で設置する設備を設置した共同住宅について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は、地番も記載)		
	種別	<input type="checkbox"/> 分譲共同住宅  <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 既存住宅 ( <input type="checkbox"/> 改築あり )
無			
事業着手予定日※1		年	月 日
事業完了予定日※2		年	月 日

※1 太陽光発電設備等について、共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電設備等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅いものの予定日を記載してください(補助事業を実施する年度の3月31日まででなければなりません。)

- (1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了

2 設備の概要

太陽電池モジュールのメーカー名	
太陽電池モジュールの公称最大出力*と使用枚数	(型式番号: )      W × 枚 =      W
	(型式番号: )      W × 枚 =      W
	(型式番号: )      W × 枚 =      W
	(型式番号: )      W × 枚 =      W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計)      kW (合計はキロワット表示で小数点第3位以下切捨て)
パワーコンディショナーのメーカー名	

パワーコンディショナー の公称最大出力及び接 続する太陽電池モジュ ールの出力※	(一台目) (型式番号: ) (二台目) (型式番号: ) (三台目) (型式番号: ) (小数点第3位以下切捨て)	kW ( kW) kW ( kW) kW ( kW)
蓄電システムのメー カー名		
パッケージ型番		
蓄電容量	kWh (小数点第3位以下切捨て)	
設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める設 備に係る要件を満たす設備である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	上記の設備は全て未使用品である。 注電気自動車のリユースバッテリーを使用して 製品化した蓄電システムであって、蓄電シス テムとして製品化された後の使用実績がない ものは未使用品とみなす。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

### 3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

太陽光発電設備等の導入に係る経費 (A=B+C)	円
太陽光発電設備等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	円
(うち、太陽電池モジュールに係る経費)	( 円)
(うち、架台部分に係る経費)	( 円)
(うち、蓄電池に係る経費)	( 円)
(うち、パワーコンディショナーに係る経費)	( 円)
(うち、非常用電気設備に係る経費)	( 円)
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	( 円)
太陽光発電設備等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電設備等該当額) (D)	円
補助対象経費 (E=A-D)	円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F=E/3)	円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	円
<b>補助金交付申請額</b> ・ 太陽光発電設備の発電出力が「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光 発電設備等導入費補助金実施要領 (以下「実施要領」という。)」に定 める数値未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・ 太陽光発電設備の発電出力が実施要領に定める数値以上の場合 →申請額 = (G) (千円未満切捨て)	円



## 役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状

年 月 日

委任者 住所（法人等の場合は所在地）

フリガナ

氏名

〔法人等の場合は名称  
及び代表者の職・氏名〕

（個人にあつては下記の生年月日・性別を記載）

生年月日 T・S・H 年 月 日生

性 別 男・女

私は、下記の代表者を代理人と定め、神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受ける者としての権限を委任します。

なお、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

受任者

代表者 住所（法人等の場合は所在地）

氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業とし、その内容は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。  
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくはは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

(7) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(8) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たる場合は、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日になるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備については、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

設備の種類	期間
自家消費型太陽光発電設備	17年（建物附属設備の場合は15年）
蓄電システム等	6年

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から、自家消費型太陽光発電設備に係る証拠書類等は17年間、蓄電システムに係る証拠書類等は10年間保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができます。

別表2 第3号様式（第7条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金不交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

(交付しない理由)

別表2 第4号様式 (第11条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

変更前 円 変更後 円 (千円未満切捨て)

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既 決 定 額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この補助金の変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知書のとおりとします。

別表2 第6号様式（第11条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金変更不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付にて変更承認申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

(承認しない理由)



別表2 第7号様式（第11条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表2 第8号様式(第11条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金  
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付の決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

別表2 第9号様式(第11条関係)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金  
中止・廃止不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

別表2 第10号様式（第12条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

別表2 第11号様式（第15条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

（補助金振込先） 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 補助事業者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

事業結果報告書

1 補助事業の概要

申請者氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)			
補助事業で設置する設備を設置した住宅等について(該当する□に「✓」を記載)	所在地 (住居表示が確定していない場合は地番も記載)		
	種別	<input type="checkbox"/> 分譲共同住宅  <input type="checkbox"/> 賃貸共同住宅	
	取得の別	有	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 既存住宅    ( <input type="checkbox"/> 改築あり)
事業着手日※1		年	月 日
事業完了日※2		年	月 日 ( )
設置した太陽光発電設備等の所有権は全て申請者に移転済みである		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

※1 太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、共同住宅の引渡し日、その他の場合は、太陽光発電設備等の設置工事の着工日を記載してください。

※2 次のうち、最も遅い日を記載し、( )に該当する番号を記載してください。

- (1) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅の引渡し
- (2) 新たに導入した太陽光発電設備等又は新たに導入した太陽光発電設備等が設置された共同住宅に係る全ての代金の支払完了
- (3) 新たに導入した太陽光発電設備等の設置工事の完了

2 設備の概要

太陽電池モジュールのメーカー名			
太陽電池モジュールの公称最大出力※と使用枚数	(型式番号: )	W × 枚 =	W
	(型式番号: )	W × 枚 =	W
	(型式番号: )	W × 枚 =	W
	(型式番号: )	W × 枚 =	W
	太陽電池の公称最大出力 ⇒ (合計)		
(合計はキロワット表示で小数点第3位以下切捨て)			
パワーコンディショナーのメーカー名			

パワーコンディショナー の公称最大出力及び接 続する太陽電池モジュ ールの出力※	(一台目)(型式番号: ) kW ( kW)
	(二台目)(型式番号: ) kW ( kW)
	(三台目)(型式番号: ) kW ( kW) (小数点第3位以下切捨て)
蓄電システムのメー カー名	
パッケージ型番	
蓄電容量	kWh (小数点第3位以下切捨て)
設置する設備の要件 (該当する□に「✓」)	上記の設備は全て申請要領に定める 設備に係る要件を満たす設備である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	上記の設備は全て未使用品である 注電気自動車のリユースバッテリーを使用し て製品化した蓄電システムであって、蓄電 システムとして製品化された後の使用実績 がないものは未使用品とみなす。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※ 日本工業規格に規定される公称最大出力をいう。

### 3 補助事業に係る経費の内訳

(単位：円)

太陽光発電設備等の導入に係る経費 (A=B+C)	円
太陽光発電設備等の設備費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (B)	円
(うち、太陽電池モジュールに係る経費)	( 円)
(うち、架台部分に係る経費)	( 円)
(うち蓄電池に係る経費)	( 円)
(うち、パワーコンディショナーに係る経費)	( 円)
(うち、非常用電気設備に係る経費)	( 円)
(その他 (モニター、ケーブル等) の設備費)	( 円)
太陽光発電設備等の工事費 (消費税及び地方消費税相当額を除く。) (C)	円
国の補助金を受ける場合、その金額(太陽光発電設備等該当額) (D)	円
補助対象経費 (E=A-D)	円
補助対象経費に3分の1を乗じた額 (F=E/3)	円
予定額 ((F) 又は1,000千円のうち、いずれか低い額) (G)	円
<b>補助金交付申請額</b> ・太陽光発電設備の発電出力が「神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光 発電設備等導入費補助金実施要領 (以下「実施要領」という。)」に定 める数値未満の場合 →申請額 = (G) × 1/2 ・太陽光発電設備の発電出力が実施要領に定める数値以上の場合 →申請額 = (G) (千円未満切捨て)	円

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名  
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

	変更前	変更後
補助事業の内容		

3 変更の理由



神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第 号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

別表2 第13号様式（第17条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号 〒

住 所  
〔法人等の場合は所在地〕

氏 名  
〔法人等の場合は名称及  
び代表者の職・氏名〕

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金に係る補助事業により取得した財産について、下記理由により処分を行うため、承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 処分の理由

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金  
財産処分承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分を行う財産

2 処分の内容

3 承認の条件

- (1) 処分が完了した場合は、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

別表2 第15号様式（第17条関係）

神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金  
財産処分不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

神奈川県知事  
(公 印 省 略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認  
しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第  
17条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)